【国内の PL 関連情報】

石油ストーブの給油タンクからの灯油漏れで火災が 6 件発生

（2007 年 12 月 12 日付　産経新聞ほか）

石油ストーブの灯油タンクに装着されたワンタッチ式の給油口が十分に閉まらないことによる灯油漏れが原因とみられる火災がこの 5 年間で 6 件発生し、うち 5 人が死傷していたことが、製品評価技術基盤機構（NITE）の調査で明らかとなった。

本件ストーブは、給油の際に手を汚さないことなどから、発売以降人気を集めていたが、調査によれば、給油口のふたを閉める際、ふたがきちんと閉まっていなくても閉まったような音がするケースが確認された。このため使用者が、ふたが閉まっているものと勘違いし、さらに、ストーブが点火した状態で給油タンクを出し入れする誤使用が重なったことが、火災の発生につながったものとみている。

メーカーでは既に給油口の改良措置を行ったほか、タンクを外すと自動的に火が消える仕様への変更を実施するとともに、旧製品については、ホームページやチラシ等で、給油時の消火や給油口のロック確認に関する注意喚起を行なっている。

ここがポイント

点火したままの状態で、ストーブの給油タンクの出し入れを行うこと自体は危険な行為といえますが、現実には、消火作業の手間を省こうとして、こうした行為を行なうユーザーは存在します。

給油タンクについては、本来は使用者が給油口をしっかりと閉めることが必要であり、本製品の指示警告表示でも、ロック音を確認し、かつロック部先端を指で押し上げる再確認を行うよう要請しています。しかし、本製品では、ロックが不完全な状態でも「カチッ」という音がしてしまうことが問題視されています。また、「ワンタッチ式で手が汚れない」ことをメリットとして宣伝していることも、再確認が行われない一因になっているといえます。

企業としては、自社製品の使用条件・使用環境を十分に洗い出した上で、予見可能な誤使用も視野に入れつつ、設計上の安全対策を講じることが必要です。また、指示警告上の安全対策を検討する際は、ユーザーが指示警告に従った安全行動を確実に実践できるか、他の表記が指示警告を妨げることがないか等の観点で、綿密な検証を行うことが求められます。

無償配布の笛で部品誤飲の恐れ、市が回収へ

（2007 年 12 月 22 日付　山陽新聞ほか）

市の児童館が主催したクリスマス会で、参加者に景品として配布した笛に不具合があり、部品を吸い込む恐れがあるとして、市が回収と使用中止を呼びかけた。

問題の笛は長さ 15cm のプラスチック製の「チアホーン（サッカー笛）」で、大阪の業者が中国から輸入したものを児童館が 300 個購入。クリスマス会当日に配布したが「音が出ない」などの苦情が続出したため、途中で配布を取りやめたものの、約 137 個が持ち帰られた。

残った笛を調べたところ、音が出ない笛では長さ 1.5 センチのリードが取り付けられておらず、リードが取り付けられた笛では強く吸うとリードが外れ、誤飲の可能性があることが判明した。現在も 115 個の所在が不明となっている。

ここがポイント

問題の笛は、リードと呼ばれる音を出すために必要な部品が取り付けられていなかったり、本来はラッパ部分の根元に取り付けられるリードが吹き口の付近に取り付けられているなど、明らかな不良品でした。ちなみに、本件製品の輸入元では当該製品を 1 万数千個輸入していますが、大半が不良品として返品されてきています。

無償配布の景品であっても、欠陥に起因する事故が起これば配布側は法的責任を問われる可能性があります。景品等の無償配布をする際においても、事前にサンプル品を取り寄せ、安全性に問題がないか等について、自ら主体的にチェックしておくことが必要です。

電動ベッドにはさまれ幼児が窒息死

（2007 年 12 月 27 日付　毎日新聞ほか）

昨年 12 月に、電動リクライニングベッドで、マットレスと木製ヘッドガードの間に首を挟まれた 4 歳の男児が窒息死する事故が発生したと、国民生活センターが発表した。

問題のベッドは中国製で、通信販売会社が中国から輸入し販売していた。マットの昇降はリモコンで行うが電源スイッチは無く、マットが下がるときに障害物があると感知するセンサー等の安全装置もなかった。被害者の親族によれば、リモコンにちょっとした振動が加わったり、リモコンを裏向きに置いた程度で、マットが下がり始めることがあったという。

国民生活センターでは、製品に問題がなかったかどうかを詳しく調べるとしている。

ここがポイント

電動リクライニングベッドについては、近時、通信販売で安価な製品が販売されています。電動リクライニングベッドそのものについては、ＪＩＳ等の安全規格はありませんが、国内の大手メーカー製品の多くでは、リモコン部における電源スイッチや、挟み込み防止センサーを採用していま

す。

今回の事故原因等の詳細については国民生活センターの調査結果を待つ必要がありますが、同センターによれば、本件ではリモコンに電源スイッチが無く、ベッド本体のコンセントを入れるとリモコンに軽く触れるだけで直ちに作動し続けてしまうなどの問題を指摘しています。輸入業者としては、輸入検討にあたり、当該製品が国内で広く流通している同種製品と同等の安全性を満たしているかどうかを検証しておくことが重要であるといえます。

【海外の PL 関連情報】

米中両国政府が食品・医薬品の安全性確保で覚書に調印

米国と中国の両政府は、北京で合同商業貿易委員会を開催し、食品および医薬品の安全性確保などの対策について合意し、覚書に調印した。

今回の合意の対象は、食品・飼料と医薬品・医療機器。米国に輸出する中国の業者は、食品等については国家品質監督検査検疫総局に、医薬品等については国家食品薬品監督管理局に、それぞれ登録することが義務付けられる。両当局では、対象となる輸出製品が米国の安全基準に合致しているかどうかを認証する。

また中国において、重大な健康被害の可能性が発覚し自主回収が必要になるなどの問題が発生した場合は、食品等については 48 時間以内に、医薬等については 24 時間以内に、中国側から米国側に通報することも盛り込まれた。さらに、必要に応じて米当局の検査官の派遣を中国側で受け入れることや、生産から輸出までの製品の動きを追跡できるシステムの開発についても合意した。

覚書に調印した米厚生長官は、今後の対象製品の拡大についても示唆した。

ここがポイント

昨年、相次いで中国製品から有害物質が検出され、これが全米で社会問題にまで発展したことから、中国製品の輸出入を巡って、一時、両国の関係が悪化しましたが、両国間における輸出入の依存実態を踏まえ、建設的かつ具体的な対策が検討され、今般、合意に至ったものです。

今回の合意は対象製品が食品・飼料と医薬品・医療機器に限定されているものの、米検査官の受け入れや、中国当局による輸出製品の安全認証など、実務面で踏み込んだ内容となっています。製品のトレーサビリ

ティ確保にかかわるシステム開発も覚書で触れられていますが、今後、対象製品が拡大することになれば、本件が中国におけるトレーサビリティ管理のモデルとなる可能性も考えられます。

中国において、米国向けの対象製品を扱う企業としては、今回の合意内容に関する実務面での詳細を把握し、認証取得の前提となる安全基準に照らしつつ、自社の製品安全対策の内容や検討手順を見直すことが求められます。また、今回の対象とはならない製品を扱う企業としても、本件に関する今後の動向を引き続きウオッチしていくことが必要です。

自動車の横転事故を巡るクラスアクションでメーカーと原告が和解へ

SUV（多目的スポーツ車）の横転事故を巡り、当該車種には横転しやすい欠陥があるにもかかわらず、これを公表しないままメーカーが販売を継続していたとして、カリフォルニア州などの 4 州の原告がメーカーを相手取り提起していたクラスアクションで和解が成立した。

当該車種については、装着していたタイヤが破裂しやすいなどの問題があり、横転事故によって約 250 名が死亡するとともに、タイヤメーカーが該当タイヤの大量回収に乗り出すなどで社会問題化した。こうした中、事故を起こした自動車が当該車種に集中していたことから、「当該車種には時速 40 マイル以上の速度で走行すると横転しやすい傾向があるにもかかわらず、これを公表しないまま不当に販売を継続していた」として、当該車種の所有者が、不正競争防止法違反（注1）及び広告法違反（注2）で、クラスアクションを提起していた。

今回の和解により、原告であるカリフォルニア、コネチカット、イリノイ、テキサス各州の当該車種の所有者約 80 万人は、新車への買い替え時に使用できる 300 ドルまたは 500 ドルのクーポンを受け取ることができる。クーポンを受領した所有者は、当該車種の新車購入時には 500ドル、被告メーカーの他の新車を購入する場合は 300 ドルの割引を受けられる。

被告メーカーは、和解合意後直ちに、同社のウェブサイト経由で原告からのクーポン請求受付を開始した。今後、2008 年 4 月頃の判事による最終一括承認を経て、請求者にクーポンを配布することとしている。

その他、今回の和解条件として、被告メーカーはSUVの横転リスクにつき消費者へ周知することや、広告の際の安全性表示の見直しを行なうことなどが含まれている。

（注1）「不正競争防止法（Unfair Competition Law）」
健全な市場競争を妨げる不正競争行為を防止することを目的とした法律。製品の虚偽表示などで消費者を混乱させる「不公正競争」と、企業による独占を生む「不公正取引行為」の 2 つカテゴリーで対象を規定している。不公正競争については、商標権侵害や虚偽広告などがこれに該当し、カリフォルニア州の不正競争防止法では「個人の利益あるいは公益のために何人でも本法の下で提訴できる」とされている。

（注2）「広告法（False Advertising Law）」
商品・サービスの虚偽広告を規制する法律で、不公正競争や不公正取引行為の禁止を目的とする。州司法長官が虚偽広告を禁止するために提訴する権限を有しているが、カリフォルニア州を含むいくつかの州では消費者が提訴権限を有している。

ここがポイント

本事案は、「不当に製品を購入させたのは違法である」として提訴されたクラスアクションであり、ＰＬ訴訟とは性質を異にします。しかしながら、一連の横転事故で別に提起されているＰＬ訴訟の多くで、被告メーカーに不利な結果が出ているとの事情があることから、被告メーカーとしては、本件についても早期決着に動くのが得策であるとの判断をしたものと考えられます。

このように米国では、拡大損害が発生していなくとも、同じ不具合に起因するＰＬ訴訟で敗訴したり、大規模なリコールを実施するなどの状況があると、未だ事故に遭遇してない所有者が、欠陥製品の不当な売買の被害にあったとして、クラスアクションを提起することがあります。一般に、身体傷害を伴わないクレームについては、一人当たりの損害額はさほど大きくはなりませんが、本件のように、クラスアクションとして原告の人数が一定規模に達すると巨額な申し立てとなるので、企業にとっては、製品に起因する深刻なリスクの１つである点に留意する必要があります。

ＰＬ訴訟を提起された被告企業としては、ＰＬ訴訟のみならず、虚偽広告などを理由とするクラスアクションの可能性も視野に入れた上で、訴訟戦略を練ることが必要といえます。

■株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。

PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-3259-4283）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 2007 by InterRisk Research Institute & Consulting, Inc.
本資料の全部または一部の複写・転写等に関しましては、お手数ながら
㈱インターリスク総研（03-3259-4283）まで事前にご照会下さい。

〈お問い合わせはこちらまで〉